

享受史からみた古事記偽書説

The Forgery Theories Related to *Kojiki* as Seen from History of Reception

矢 嶋 泉

Izumi YAJIMA

享受史からみた古事記偽書説

一

『古事記』は和銅五年（七二二）に成立した現存最古の史書であるが、成立の経緯を伝える資料は上巻冒頭に付された序文以外に伝わらない。文武即位（元年〈六九七〉八月甲子朔）から桓武延暦十年（七九二）十二月癸卯までの歴史を記す同時代正史——『続日本紀』に『古事記』成立に関する記事が見えないことから、平安時代の偽作とする説が江戸時代以来、間欠的に提示されてきている。いわゆる古事記偽書説である。

ただし、偽書説克服のための研究成果は多様な角度からすでに十分に累積されており、和銅五年における『古事記』の不在を証明するに足る重要な論拠は残されていないといつてよい。『古事記』の最初の本格的な注釈書といふべき『古事記伝』（明和元年

〈一七六四〉起稿、寛政十年〈一七九八〉脱稿。寛政二年〈一七九〇〉刊行開始、文政五年〈一八二二〉刊行完了）において、本居宣長は養老四年（七二〇）に成立した『日本書紀』よりも『古事記』がさまざまな点で古態を残していることを客観的な事例を挙げて指摘しているが、これらは現在の学問的水準から見ても十分な実証性をもつことに驚かされる。

- ①『日本書紀』の音仮名は漢音とそれ以前に伝来した呉音とが混用されているのに対し、『古事記』では呉音が専用されている。
- ②仮名遣（上代特殊仮名遣を含む）は、『日本書紀』よりも古い音韻体系を反映する。⁽¹⁾

- ③一部の例外を除き、『古事記』の旧国名は畿内七道諸国の郡郷名に好字を用いることを命じた和銅六年（七二三）の制以前の古い用字で書かれている。⁽²⁾

④鏡作連を例外として、氏族の姓が天武賜姓以前の旧姓で記されている。⁽³⁾

⑤三例の例外を除き、天皇の嫡妻の呼称に「皇后」号成立以前の「大后」が用いられている。⁽⁴⁾

⑥天皇の子の称号に「皇子」「皇女」号成立以前の「命」「王」などの古い称号が用いられている。⁽⁵⁾

右の諸点に加えて、宣長は『古事記伝』に先行する『国号考』(天明七年(一七八七)刊)で、「日本」に変更する以前の「倭」が專用されていることを『古事記』の古態性を示す徴証として指摘していたことも付記しておこう。

その後、武田祐吉『古事記研究 帝紀攷』(青磁社、一九四四年)などによって、天皇の統治を表す用語として大宝令が始用とされる「御宇」以前の「治天下」が用いられていることも、『古事記』の古態性を示す徴証の一つとして加えられたことも、ついでに付記しておこう。

二

こうした事実は早くから知られていたにもかかわらず、今日なお偽書説が間欠的に噴出する理由は、本質的には『古事記』それ自体とは異なる次元に求める必要があるといわねばならない。端的に言えば、偽書説を誘発する契機・要因は、『古事記』それ自体ではな

く、『古事記』という古典が辿った不幸な享受史のうちに存在した(存在する)のである。

第一に注目すべきは、『古事記』成立直後の養老四年(七二〇)に、『日本書紀』が成立したことである。国家的プロジェクトであった正史『日本書紀』が成立したことで、『古事記』は『日本書紀』の陰に隠れて注目される機会が次第に減少し、それ以降の享受史において日陰の道を歩むことを余儀なくされることとなった。その影響は、まず延暦一六年(七九七)に完成を見た『続日本紀』に『古事記』の成立記事が記述されないという形となって表れ、後に偽書説を生む根幹的な誘因となったのである。

ただし、『日本書紀』成立以降、寛永二十一年(一六四四)の『古事記』(寛永版)の刊行に至るまで、享受史におけるいわば暗黒時代を迎えるとはいえず、実際には上代・中古・中世を通じて『古事記』が完全に無視されていたわけではなかったことは十分に注意しておく必要がある。

たとえば、『万葉集』巻二所載「磐姫皇后思天皇御作歌四首」(八五〇九〇)中の第一首(八五)に関する異伝(作歌事情・歌詞)として、あるいは巻十三所載の長歌(三三六三)をめぐる作歌事情の補助的情報として、それぞれ『古事記』下「允恭の軽太子と軽太郎女の悲恋物語の一部が引用されていることは広く知られる如くである。さらには、『万葉集』巻五所載の山上憶良「哀下世間難住歌一首」(八〇四〇五)の歌句の一部(「遠等咩良何 佐那周伊多

斗乎^と 意斯比良伎^{おしひらぎ} 伊多度利与利提^{いたどりよりて} 麻多麻提乃^{またまでの} 多麻提佐斯迦^{たまでさしかへ}
 佐祢斯欲能^{さねしよの} (八〇四) が、『古事記』上の八千矛神歌群 (古事記歌謡二・五) の詞章 (特に古事記歌謡二の「遠登壳能^{をとよめ} 那湏夜伊多斗^{なすやいたと} 遠^と 湏曾夫良比^{おそがらひ} 和何多々勢礼婆^{わがたたせれば} 比許豆良比^{ひこづらひ} 和何多々勢礼婆^{わがたたせれば}」) 麻多麻傳^{またまで} 多麻傳佐斯麻岐^{たまでさしまき} 毛々那賀爾^{ももながに} 伊波那佐牟遠^{いはなさむせ} (引用は沖森拓也・佐藤信・矢嶋泉編『新校 古事記』(二〇一五年、おうふう) による) を参考にして作られていることも、奈良時代における『古事記』利用の一例として挙げることができる。

また、すでに矢嶋泉『歌経標式』の例歌 (沖森拓也・佐藤信・平沢龍介・矢嶋泉『歌経標式 注釈と研究』(一九九三年、桜楓社) に詳述したので挙例は省略に従うけれども、宝龜三年 (七七二) に成立した『歌経標式』(藤原浜成撰) 所載の例歌中には、『古事記』所載の歌謡を参考にして作られたものが認められることも指摘しておこう (二九〈雅体・五・長歌〉、三二〈雅体・五・短歌〉)。

平安時代においても、

・『先代旧事本紀』(弘仁一四年(八二三) 承平六年(九三六) 頃に作られた偽書)

・『新撰龜相記』(天長七年(八三〇)、卜部遠繼撰)

・『日本紀私記(弘仁私記)』(弘仁四年(八一三) の講筵記録と

されるが、偽書説もある。平安期前半の成立)

・『日本紀私記(承平私記)』(承平六年(九三六) の講筵記録)

・『琴歌譜』(天元四年(九八二)、多安樹撰)
 ・『本朝月令』(延喜承平年間(九三〇～四五)、惟宗^{これむね}〈令宗^{よしむね}〉公方撰)
 ・『政治要略』(長保四年(一〇〇二)、惟宗〈令宗〉允亮撰)
 ・『年中行事秘抄』(天永元年(一一一〇) 保安元年(一一二〇) 頃、中原師遠撰)

・『長寛寛文』(長寛二年(一一六四)、中原業倫・藤原範兼・中原師光・藤原永範・藤原長光・藤原伊通・清原頼業)
 ・『大倭神社註進状』(仁安二年(一一六七)、大倭盛繁(歳繁)などに『古事記』の引用もしくは改変利用が認められるのであり(『古事記』の書名のみが見えるものは除いた)、鎌倉時代にはいつでも、

・『師光年中行事』(寛元元年(一一四三)、中原師光撰)
 ・『袖中抄』(文治五年(一一八九) 頃、顕昭撰)
 ・『万葉集註釈』(文永六年(一一六九)、仙覚)
 ・『古事記上巻抄』(文永七年(一一七〇) 頃、卜部兼文)
 ・『天寿国曼陀羅繡帳縁起勘点文』(文永十一年(一一七四) 頃、卜部兼文)
 ・『兼方本日本書紀』裏書(弘安九年(一一八六)、卜部兼方書写)
 ・『釈日本紀』(文永十一年(一一七四) 建治元年(一一七五)、卜部兼文が講述し説に基づき、兼方が編纂したもの)

・『神道五部書』（十三世紀後半に作られた偽書。度会行忠（一二三六～一三〇五）らの作かとされる）
 ・『神祇譜伝図記』（十三世紀後半に作られた偽書。度会行忠らの作とされる）

・『皇字沙汰文』（永仁四年～五年（一二九六～九七）、作者未詳）
 ・『題未詳書』（断簡）（鎌倉時代後期、作者未詳）（『金沢文庫の中世神道書』所引）

・『伊勢諸別宮』（鎌倉時代末、作者未詳。金沢文庫蔵）

・丹鶴叢書本『日本書紀』（嘉元四年（一一三〇六）、剣阿書写）

・『聖徳太子平氏伝雜勘文』（正和三年（一一三四）、法空撰）

・『上宮太子拾遺記』（鎌倉時代末、法空撰）

・『類聚神祇本源』（元応二年（一一三二〇）、度会家行撰）

・『元元集』（延元二～三年（一一三三七～三八）頃、北畠親房撰）

などの書に、引用もしくは改変利用が認められるのである（鎌倉時代以降は、ここでは省略に従う）。

三

第二に、寛永二年（一六四四）に刊行された『古事記』の板本（いわゆる寛永版『古事記』）の出現も、偽書説を誘発する重要な契機として注目される。江戸時代初期に徳川家康が推し進めた文教政策を背景として『日本書紀』（慶長十五年（一六一〇）刊）・『万葉

集』（寛永二十年（一六四三）刊）などの古典の刊行が相次いだ、寛永版『古事記』もその一つであった。⁹ 享受史上、長い間陥没していた『古事記』は、これを契機として一般の知るところとなり、やがて本居宣長『古事記伝』を頂点とする古事記研究の潮流を形成するに至るが、唐突に現れたこの古典がただちに『日本書紀』に先行する史書として人々に受け入れられたわけではなかった。

河村秀興^{ひておき}『古事記開題 古事記開題』（一八世紀半ばの成立¹⁰）には、本文に較べて序文の文章が巧緻であること、『日本書紀』『続日本紀』に成立の経緯が見えないことなどを挙げて、『古事記』は「上代ノ野史」に後人が序文を偽作して太安万侶に仮託したものである某人説が引用されている。同様の捉え方は、宣長の師、賀茂真淵にも認められるのである（明和四年二月二八日付斎藤信幸宛書簡など）。

『校本賀茂真淵全集』思想篇下（弘文堂書房、一九四二年）所収。江戸時代になってはじめて出現してくる偽書説は、寛永版『古事記』の出現に対する人々の当惑の反応の形態だったといえよう。

第三に、寛永版『古事記』刊行後、懷疑をもって受け止められていた『古事記』を、一気に表舞台に引き上げることになったのが、賀茂真淵や本居宣長をはじめとする国学者たちであったことも偽書説誘発の要因であった。

江戸時代、幕府の正学は儒学であったが、国学は幕府政治の矛盾が拡大して行く過程で正学に対する反定立^{アンチテーゼ}として伸張してきた学問／思想である。征夷大將軍ではなく、天皇を頂点とする古代国家の

体制こそ日本のあるべき姿とする立場から『古事記』は国学の聖典として位置づけられたのであったが（本居宣長『古事記伝』）、正史に成立記事が見えず、また享受史の上でも長期にわたって陥没していた『古事記』に対するこうした破格の評価は、当然正学をはじめとするさまざまな立場からの反発を誘発することになる。

『古事記伝』（寛政二年（一七九〇）刊行開始、文政五年（一八二二）刊行完了）の刊行が完了した八年後には、沼田順義『綴長戸風』（文政十三年（一八三〇）刊）が本格的な『古事記』偽書説を展開しているが、そこには宣長に対する反発という面が色濃くあったことを看過すべきではない。沼田順義はじめ医学を学び、次いで林述斎について儒学を修めたが、後年は国学にも関心を広げ、賀茂真淵や宣長らの儒教批判に反批判を加えた人物だったのである。

四

第四に、王政復古によって成立した明治新政府が、政治の頂点に立つことになった天皇の権力強化策として、国学を理念的支柱とする神道的国民教化政策を打ち出したことも偽書説を誘発する重要な要因として注目する必要がある。最初の正史として、また中世（近世を通じて神道の聖典として重視されつづけた『日本書紀』と並んで、国学の聖典『古事記』もまた明治政府の志向する国家観の核となす古典として、新たな意義を付与されるに至ったのである。

天皇権力の強化を目的とする教化政策は本質的に絶対主義的・強権的傾向を帯びていたが、やがて近代化の深化とともに民主化が成熟して行けば、こうした政策に対する反発や批判の声が上がってくるのは必然的な成り行きであった。大正デモクラシーと呼ばれる時期に、記紀の内容に史的批判を加えた津田左右吉の一連の研究——『神代史の新しい研究』（二松堂書店、一九一三年）、『古事記及び日本書紀の新研究』（岩波書店、一九一九年）、『神代史の研究』（岩波書店、一九二四年）——が現れることについては、こうした文脈として理解することも可能である。

ところで、『古事記』偽書説を内容とする中沢見明「古事記は偽書か」（『史学雑誌』三五編五号、一九二四年五月）が、津田の研究と同時に現れることに注目しないわけに行かない（中沢は後に内容を大幅に増補して『古事記論』（雄山閣、一九二九年）を刊行している）。中沢の論は江戸期の偽書説と時期的に隔絶しているのみならず、その研究成果を直接継承しているわけでもないので、偽書説の史的展開として見るとき唐突の感は否めない。しかし、改めてその公表時期に着目すれば、中沢論もまた津田の研究と同様、国家による古典の政治的利用に対する反発を動機とするものであった可能性が見えてくる。津田の研究が歴史的観点から内容面の批判に向けられたのに対し、中沢の偽書論は『古事記』という作品自体の否定に向かったものといえよう。国家による記紀等の古典の政治的利用は、その後もナショナリズムを喚起し、さまざまな義務を国民に

遂行させる有効な手法として大日本帝国憲法の失効する第二次世界大戦終結まで続くことになるから、これに反発し、中沢のように偽書説を蒸し返す人物が現れる可能性はその後も潜在しつつあったのである。

偽書説とは、要するに『古事記』享受史の過程で、さまざまな契機によって誘発された否定的な受容姿勢・態度というのがその実態であり、本質的には『古事記』それ自体ではなく受容史に属する問題と捉え直す必要があるのである。偽書説の本質をこのように確めた上で、その論理構造を明らかにするためにもう少し検討を続けたい。

五

これまでに偽書説によって提示されてきた諸疑点を整理して示せば以下の如くである。

A 序文の述作

- ①和銅当時としては文章が巧緻にすぎる。
- ②職名を記さない太安万侶の署名は奈良朝当時の規定に反する。
- ③勅撰でありながら無官の安万侶一人による編纂である。
- ④序・表が混同されており、奈良時代の序・表二本立制に反する。

B 序文の内容

- ⑤『古事記』成立に関する記述が正史（日本書紀・続日本紀）に見えない。

- ⑥天武紀と内容が一致しない。

- ⑦稗田阿礼の实在が確認できない

a 他文献に見えない。

b 「姓」の用法が不明瞭。

- ⑧壬申の乱の記述は日本書紀に基づいて書かれたと推測される。
- ⑨序文の記す歴史の概要と本文との間には齟齬がある。

C 本文の用字・表記

- ⑩字音仮名で和語を記すのは平安朝的である。

- ⑪整理された音仮名の様態は奈良朝後期～平安朝的である。

- ⑫地名表記が平安朝的である。

D 本文の内容

- ⑬上巻は『日本書紀』に一致する内容が少なく、独自の伝承が多い。

- ⑭上巻でイザナキ鎮座の地とされる淡海が多賀社は、延喜以前の文献に見えない。

- ⑮上巻の大年神系譜には平安朝以降に有力化する外来系の神が含まれる。

E その他の外部徴証

- ⑯『日本書紀』が『古事記』を参考にした形跡がない。

- ⑰下巻允恭記の軽太子関係歌は『日本書紀』に見えず、万葉集

では作者が異なる。

⑱『新撰姓氏録』は『古事記』を参照していない。

⑲太安万侶の子孫である多人長の手に成る弘仁四年『日本紀私記』序で『古事記』が称揚されている。

全一九件二〇項のうち序文に向けられた疑点が約半数の九件一〇項(A・B)を占めるのに対し、内容に対する疑点は三件三項(D)にすぎないというありようは、偽書説の本質をかなり正確に照らし出しているといえよう。要するに、偽書説とは『古事記』自体が内包する矛盾や疑点に基づいて構築された言説というわけではなく、序文をめぐる疑義——その中心に序文の記す『古事記』成立の経緯が据えられていることはいまでもあるまい——を核として構築された仮説、より正確にいえば序文の記す『古事記』成立の経緯を否定するため、案出された仮説なのである。序文に関する疑点が全体の半数に及ぶのはそのためで、『古事記』が内包する問題点を示すことを通じて間接的に序文の記述内容に疑義を投げかける迂遠な方法よりも、序文自体の問題点を提示して直接的に序文の疑わしさを示す方がより容易で有効な方法と考えられたのである。

しかし、偽書説が提示する諸疑点はすべて情況証拠(間接証拠)であって——しかも、その中には主観に基づく判断(①)、調査不足による誤認(④⑦b⑩⑫⑭)、序文の目的・意義に対する無理解(⑨)、記紀の構想の相違に対する無理解(⑬⑯)、各文献の資料性を無視した言説(⑰⑱⑲)など、今日の研究の水準に照らして疑点

としての有意性をもたないものも多く含まれる——、和銅五年における古事記の不在を立証するに足る実証的な根拠が何一つ存在しないという事実は、偽書説自体の問題点を露呈している^⑳。

そもそも偽書説は序文の記す成立の経緯を否定するために案出された仮説であるから、論証という手続きを踏むことなしに結論は当初から決定しているのであり、根拠として列挙されてきた諸疑点は、実際には序文の記す成立の経緯を「疑わしいもの」と捉え、その「疑わしさ」を強調し増幅するために寄せ集められた後付けの理由にすぎない。偽書説が和銅五年における『古事記』の不在を立証し得ていない理由は、論証とは本質的に異なる倒立した手法だからである。

六

こうした危うさの上に立つ偽書説中であって、もっとも熱心に実証的な論証を試みようとしたのは筏敷であった。まず、筏は『上代文学論集』(民間大学刊行会、一九五五年)において、『古事記』の序文は「序」と明記しながら、^㉑実際には上表文であることを問題としつつ(前節④)の前半部分に相当する疑点。ただし、表／序問題は江戸時代以来注意されてきたところで、筏論がはじめてというわけではない)、令制下の官人の署名を網羅的に調査して新たに②を疑点として追加した(ちなみに③も筏論がはじめて提示した視座であ

る)。さらに「古事記偽書説は根拠薄弱であるか(上)(下)」(『国語と国文学』三九卷六・七号、一九三二年六・七月)では、奈良・平安朝の表・序を徹底的に調査した上で、前著では疑義の提示にとどまっていた④を実証的なレベルに引き上げて再提示した。

いづれも従来の偽書説とは水準を異にした緻密な論であり、特に後者の

『古事記序文』は、…その実は『上表文』の体をとつてゐるものであり、…それが誤られて、『序文』といふ名で伝へられたこと自体既に一つの注意すべき疑惑である。…当時の著名な文人であつたと思はれる安万侶が、表と序とを混同するような迂闊なことをやる筈がないからである。

という主張は、容易に反駁し難い迫力をもっていた。筏はこうした論拠を提示した上で、表／序が混同されるようになるのは平安初期以降であるから、古事記もその頃に偽作されたものと推定したのである。

筏の論はその後の研究史に深刻な影響を与え、ついには序文切り捨てを宣言する神田秀夫「動揺する『古事記の成立』」(『国文学解釈と鑑賞』二九卷一号、一九六四年一月)まで現れるに至った。神田の宣言は果断にすぎるとしても、その後も筏論の主張を受け入れて、太安万侶が奏した上表文を後人が序文として上巻冒頭に加えたものとする日本思想大系『古事記』(岩波書店、一九八二年)や西條勉『古事記の文字法』(笠間書院、一九九八年)の折衷案も提

示された。こうして表／序問題は、偽書説克服の歴史の中で、長い間片付かない課題として取り残されることになったのである。

しかし、この最後の課題も矢嶋泉「和銅五年の序」(『国語と国文学』八七卷一一号、二〇一〇年十一月。矢嶋『古事記の文字世界』(吉川弘文館、二〇一一年)所収)によって、ようやく解決されるに至った。古代中国の序文の実例を改めて調査し直してみると、皇帝の勅命を受けて作られた詩序や書物の序文の中には上表形式を採用する例も数多く見出されるのである。左に董誥『全唐文』(重編影印全唐文及拾遺)(大化書局、一九八七年)による)から、その一部を示す。

- ・臣聞、……、臣再拜頓首、敢献頌曰、……。 (張九齡「開元紀功德頌并序」。『全唐文』卷二八三)
- ・臣華言、伏以漢明帝時、……、謹昧死稽首以聞。 (李華「無疆頌八首并序」。『全唐文』卷三三四)
- ・臣聞、……、臣炎稽首、敢献頌曰、……。 (楊炎「靈武受命宮頌并序」。『全唐文』卷四二二)
- ・草莽臣稽首献頌曰、臣聞、……、伏献頌曰、……。 (于邵「玉版元記頌并序」。『全唐文』卷四二三)
- ・臣聞、……、臣某敢昧死、再拜稽首、献皇帝親庶政頌一首。其詞曰、……。 (呂溫「皇帝親庶政頌并序」。『全唐文』卷六二五)
- ・臣聞、……、臣愔頓首頓首。開元二十三年十二月十一日、京

明観道士、臣尹愔上。(尹愔「五廚経気法序」。)『全唐文』巻九二七)

「臣——」で開始される例に限っても、その数は右を含めて三〇例を数え、遡って嚴可均編『全上古三代秦漢三國六朝文』(中華書局、一九五八年)による)にも八例を見出すことができる(挙例は省略に従う。前掲矢嶋論を参照されたい)。

元明の勅命を受けて編纂された『古事記』や平安朝初期の勅撰三詩集——『凌雲集』(弘仁五年(八一四))『文華秀麗集』(弘仁九年(八一八))『経国集』(天長四年(八二七))——、あるいは『日本後紀』(承和七年(八四〇))『続日本後紀』(貞観十一年(八六九))『日本文徳天皇実録』(元慶三年(八七五))『日本三代実録』(延喜元年(九〇一))などの正史に見る上表形式で書かれた序文は、まさに古代中国の事例に適合したものであったのである。

江戸時代以来繰り返されてきた『古事記』序文偽作説は、結局のところ生半可な教養人の無知が生み出した妄説に過ぎなかったことがようやく実証されたのである。

七

以上、いわゆる古事記偽書説を享受史という観点から概観してきたが、要するに偽書説とは、多様な契機によって引き起こされた『古事記』に対する否定的な受容姿勢のランダムな累積というのが

実態である。研究史を通じて論理的に積み重ねられてきた学説とは本質的に異なるものである。にもかかわらず、今日なお生命を保ちつづけている理由は、『古事記』享受史の過程で偽書説が時に権力に対する抵抗という色合いをもつ場合があったという事実があり、その姿勢に共感する人々が常に潜在するからである。というよりも、そもそも『古事記』は古代王権を正当化するために作られた史書であるから、その存在を成立時に遡って否定しようと偽書説は、自ずから反権力の色彩を帯びた言説として受け取られやすい。実際には印象に基づく皮相な言説がほとんどであるにもかかわらず、否、むしろ皮相な言説であればあるほど、これを歓迎し、支持する人々が絶えないのはそのためといえよう。

しかし、改めていえば偽書説は受容史の問題であって、『古事記』自体の研究とは次元を異にする。偽書説は『古事記』研究史に新たな発見をもたらすことはなかったし、問題を深化させることもなかった、いわば不毛の言説である。偽書説は『古事記』それ自体ではなく、あくまでも享受史の問題として峻別する必要があることを最後に確かめ直しておこう。

【注】

(1) すでに『日本書紀』では区別されていないものの音節の音韻上の区別（上代特殊仮名遣）が『古事記』には保存されている（池上楨造『古事記に於ける仮字「毛・母」に就いて』、『国語国文』二巻一〇号、一九三二年一〇月）、有坂秀世『古事記に於けるもの仮字の用法について』、『国語と国文学』九巻一〇号、一九三二年一月）。

(2) その後、ごく少数の例外を除き、『古事記』の旧国名は大宝令施行以前の用字によっていることが直木孝次郎『飛鳥奈良時代の研究』（一九九五年、塙書房）、田中卓『古事記における国名とその表記』（『古事記年報』二四、一九八五年一月）などによって指摘されている。なお、宣長が説明に苦慮した「遠江」の表記は、すでに藤原宮出土木簡に見えることが明らかに becoming している。

(3) その後、古事記所載の氏祖注（氏祖系譜）は天武一二年（六八三）から同一四年（六八五）にかけて断行された氏姓改革と密接な関係にあることが、阿部武彦『日本古代の氏族と祭祀』（一九八四年、吉川弘文館）、上田正昭『日本古代国家成立史の研究』（一九五九年、青木書店）などによって指摘されている。

(4) 「皇后」号の始用は浄御原令とされる（岸俊男『日本古代政治史研究』（一九六六年、塙書房））。

(5) 「皇子」「皇女」号の始用も浄御原令とされる（虎尾達哉『律令国家と皇親』（『日本史研究』三〇七号、一九八八年三月））。

(6) 国号「日本」への変更は大宝令からとされてきたが、朝鮮半島の最初の正史『三国史記』（金富軾撰、一一四五年）文武王一〇年（六七九）一二月条に、「倭国、更号日本。自言、近日出所、以為名」とあること、さらには中国で発見された百済の亡命將軍、欄軍の墓誌銘（六七八年）中にすでに「日本」の国号が見えることから、浄御原令（あ

るいはその少し前）に遡る可能性がある。

(7) 宣長以下の指摘する『古事記』の古態性を全面的に認めた上で、序文偽作説（太安萬侶仮託説）を梃子として序文と本文と切り分けようとする説も古くから見られるが、矢嶋泉『和銅五年の序——『古事記』序文研究史の陥穽——』（『国語と国文学』八七巻一〇号、二〇一〇年十一月）矢嶋『古事記の文字世界』（二〇一一年、吉川弘文館）所収）が明らかにしたように、序文平安朝成立説の根拠は完全に覆されている。

(8) ただし、『続日本紀』における成立記事の不在が、直ちに和銅五年における『古事記』の不在を意味するわけではないことは、弁えておく必要がある。倉野憲司「古事記偽書説を駁す」（『国文学攷』第三巻第二輯（一九三八年一月））。倉野『古事記論攷』（一九四四年、立命館出版部）が指摘するように、「正史と雖も遺漏なきは保し難い」からである。

たとえば、『養老律令』については、天平宝字元（七五七）年十二月壬子条の功田の等第を定めた太政官奏中に、「正五位上大和宿禰長岡・從五位下陽胡史真身、並養老二年修律令功田、各四町」とあるが、養老二年中に律令成立に関する記事は存在しない。もともと「養老二年」成立を疑問とする説も多いので（たとえば坂本太郎「養老律令の施行について」、『史学雑誌』第四七編第八号、一九三六年八月）。『日本古代史の基礎的研究下』（一九六四年、東京大学出版会）、それに従うなら同年に成立記事が見えないのは当然ということもできる。養老六（七二二）年二月戊戌条には、「撰律令功」により矢集宿禰虫麻呂ら実働スタッフ五名に功田を賜与したことが記されているので、この時までに編纂が行われたと推測されるが、ともあれ、こうした記事のありようは、『続日本紀』の編者が『養老律令』の成立年に関する正確な情報をもっていなかったことを示している（ちなみに、『養老律令』の施行を命じた天平宝字元年五月丁卯条の勅には、「去養老年中、朕外祖故太政大臣、奉勅刊修律令」と成立に一定の幅を持たせた表現が用いられている）。

光仁勅撰の歌論書『歌経標式』（宝龜三年（七七二）、藤原浜成撰）について、『続日本紀』に成立記事が見えないことも、広く知られる如くで

ある。

逸書にまで範囲を拡大すれば、延暦十（七九一）年三月丙寅条に見える「律令二十四条」——吉備真備・大和長岡らが文言を改正した所謂『刪定律令』も同様の例として加えることができる。『日本後紀』弘仁三年（八一二）五月癸未是日条には、「去神護景雲三年、議請刪定」と成立年が明記されているが、『続日本紀』同年条には触れるところがないのである。また、『新撰姓氏録』（弘仁六（八一五）年、万多親王ら撰）序に、「宝字之末、其争猶繁。仍聚三名儒、撰三氏族志」と見える『氏族志』についても、『続日本紀』に成立に関する記述がない。同序には天平宝字年間（七五七～七六五）の末に激化した諸氏の出自改竄が『氏族志』編纂の動機とされているのみで具体的な編纂時期が示されていないが、『中臣氏系図』（『群書類従』巻六二）所引『延喜本系』には「案依去天平宝字五年撰氏族志所之宣勘造所進本系帳」とあって、天平宝字五（七六二）年には『氏族志』編纂のための基礎資料（本系帳）の収集が行われていたことが知られる。したがって、『氏族志』の実質的な編纂開始は『新撰姓氏録』序のいう「宝字の末」頃ということになるが、『続日本紀』にはこれに関して一切触れるところがないのである。

『刪定律令』は法令、『氏族志』は氏姓制度の根幹に関わる出自台帳ともいべきもので、いずれも国家的に重要な編纂物であるにもかかわらず、『続日本紀』には記述が見えないことになる。『氏族志』については、『抄案弗レ半、逢ニ時有レ難、諸儒解体、輟而不レ興』とあることから、事業は頓挫したようで、そのために『続日本紀』に記録がないと解釈することも可能だが、『風土記』のように在地からの報告がほとんど上がってこなかったにもかかわらず、報告を命じた詔が記録されている場合もある（和銅六年（七二三）の所謂風土記撰進詔）。ことの重大さから見ても、『氏族志』の場合も「撰氏族志所」の設置や「本系帳」の提出を命じる宣などが記録されていてもおかしくはないということもできる。『刪定律令』や『氏族志』の場合、『続日本紀』編者の判断によって記事が採用されなかったとは考えにくいことから、編纂に際しての資料の欠落が疑われるのである。

(9) 寛永版『古事記』に続き、貞享四年（一六八七）には諸本を校合して寛永版の不備を正した度会延佳『鼈頭古事記』も刊行されるに至る（ただし、南信一「古事記刊本の研究」『國學院雜誌』四六巻六・七・八号、一九四〇年六・七・八月）によれば、跋文には「貞享四年二月二十九日」とあるが、実際には『鼈頭古事記』の刊行は元禄七年（一六九四）にずれ込むという。

(10) 阿部秋生「河村氏家学拾説解題」（『書紀集解』付録。臨川書店、一九六九年）によれば、延享四年（一七四七）春以後、安永四年（一七七五）以前の成立と推定されるという。

(11) 明治二年（一九四六）に公布された大日本帝国憲法第三条には「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定されている。

(12) 偽書説の示す諸疑点に対する具体的な検討と批判については、矢嶋泉『古事記の歴史意識』（二〇〇八年、吉川弘文館）・同『古事記の文字世界』（二〇一一年、吉川弘文館）参照。

(13) 最古の写本、真福寺本『古事記』（応永四〇五年（一三七二）年、賢瑜写）の上巻冒頭に「古事記上巻 序并」、真福寺本に次いで古い卜部兼永本『古事記』（大永二年（一五二二））の上巻冒頭には「古事記上巻 并序」とある。真福寺本の「序并」は「并序」を誤ったものと見られる。

(14) 後論の指摘した署名の問題は、令制下においても例外があることがすでに指摘されており（西宮一民『日本上代の文章と表記』（一九七〇年、風間書房）、同『古事記の研究』（おうふう、一九九三年））、特に太安万侶の例については勅撰書の執筆に専念するための措置と見ることが可能である（西宮『古事記の研究』、前掲矢嶋『古事記の歴史意識』（注（12）参照））。